

鳥取県介護保険審査会条例（平成11年鳥取県条例第19号）

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号）第184条に規定する鳥取県介護保険審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（公益を代表する委員の定数）

第2条 審査会の公益を代表する委員の定数は、15人とする。

（会長）

第3条 会長は、会務を総理する。

2 審査会は、会長が招集する。

（雑則）

第4条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

附 則

この条例は、平成11年10月1日から施行する。

鳥取県介護保険審査会運営要綱

(趣旨)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第184条の規定により設置される鳥取県介護保険審査会（以下「保険審査会」という。）の運営等については、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）、鳥取県介護保険審査会条例（平成11年鳥取県条例第19号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(組織)

第2条 保険審査会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、その数は、当該各号に定める数とする。

- (1) 被保険者を代表する委員 3人
- (2) 市町村を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 9人

2 委員は、知事が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 保険審査会に、公益を代表する委員のうちから委員が選挙する会長1人を置く。

2 会長は、会務を総理し、保険審査会を召集する。

3 会長に事故があるときは、第1項の規定に準じて選挙された副会長が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 保険審査会は会長及び過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決することができない。

2 保険審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門調査員)

第6条 保険審査会に、要介護認定又は要支援認定に関する処分に対する審査請求の事件に関し、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置く。

2 専門調査員は、要介護者等の保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門調査員は、非常勤とする。

(合議体の設置)

第7条 保険審査会は、会長、被保険者を代表する委員及び市町村を代表する委員の全員並びに会長以外の公益を代表する委員のうちから保険審査会が指名する2人をもって構成する合議体（以下「第1項合議体」という。）で、審査請求（要介護認定又は要支援認定に関する処分に対するものを除く。）の事件を取り扱う。

2 要介護認定又は要支援認定に関する処分に対する審査請求の事件は、公益を代表する委員のうちから、保険審査会が指名する3人をもって構成する合議体（以下「第2項合議体」という。）で取り扱う。

(第1項合議体の運営)

第8条 第1項合議体は、会長が召集する。

2 第1項合議体は、被保険者を代表する委員、市町村を代表する委員及び公益を代表する委員各1人以上を含む過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 第1項合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 保険審査会において別段の定めをした場合のほかは、第1項合議体の議決をもって保険審査会の議決とする。

(第2項合議体の名称及び管轄)

第9条 次の表の左欄に掲げる機関に同表中欄に掲げる名称の合議体を設置し、それぞれの管轄は同表右欄に掲げる区域とする。

| 合議体を設置する機関 | 名 称 | 区 域 |
|------------|-------|---------------------|
| 東部総合事務所 | 東部合議体 | 鳥取市、岩美郡、八頭郡の市町 |
| 中部総合事務所 | 中部合議体 | 倉吉市及び東伯郡の市町 |
| 西部総合事務所 | 西部合議体 | 米子市、境港市、西伯郡、日野郡の市町村 |

(第2項合議体の運営)

第10条 第2項合議体に、合議体の長（以下「委員長」という。）を1人置き、当該合議体を構成する委員の互選によってこれを定める。

2 第2項合議体は、会長が召集する。

3 第2項合議体は、これを構成するすべての委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

4 第2項合議体の議事は、その合議体を構成する委員の過半数をもって決する。

5 保険審査会において別段の定めをした場合のほかは、第2項合議体の議決をもって保険審査会の議決とする。

(審査のための処分)

第11条 保険審査会（第1項合議体及び第2項合議体を含む。以下同じ。）は、審理を行うため必要があると認めるときは、審査請求人若しくは関係人に対して報告若しくは意見を求め、その出頭を命じて審問し、又は医師その他保険審査会の指定する者に診断その他の調査をさせることができる。

(除斥)

第12条 委員及び専門調査員(以下「委員等」という。)は、審査請求のあった事件について、次に該当するときは、職務の執行から除斥される。

- (1) 委員等が審査請求人であるとき。
 - (2) 委員等が審査請求人の親族であるとき、又はあったとき。
 - (3) 委員等が審査請求人の代理人であるとき。
 - (4) 委員等が審査請求に係る事件の調査員若しくは介護認定審査会委員又は当該処分を行った市町村長(広域連合長を含む。)であるとき、又はあったとき。
- 2 第2項合議体にあつては、審査請求事件の各合議体への係属に当たっては、第1項各号に該当することがないよう、事務局において調整するものとする。

(秘密の保持)

第13条 委員等は、職務上知り得た業務上又は個人の秘密を正当な理由なしに他に漏らしてはならない。

(会議の非公開)

第14条 審査請求事件に係る会議は、公開しない。

(議事録)

第15条 保険審査会は、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録には、開催の日時及び場所、出席者の氏名、議事の経過及び結果並びにその他必要な事項を記載し、会長又は委員長及び出席した委員のうちから会長又は委員長が指名した委員1名が署名するものとする。
- 3 審査請求事件に係る議事録について、開示請求があつた場合には、合議体の意見を聴くものとする。

(庶務)

第16条 保険審査会の庶務は、福祉保健部長寿社会課(第2項合議体については、合議体が設置される機関。以下「事務局」という。)において行う。

(事務局)

第17条 事務局には、事務局長と事務局職員を配置するものとする。

- 2 事務局長は、それぞれの事務局の介護保険担当課長を充てるものとし、事務局員は介護保険担当職員をもって充てるものとする。
- 3 事務局職員は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第31条の規定により、要介護認定その他の審査請求事案に係る調査に従事するものとする。

(公印)

第18条 保険審査会の会長印及び受付印は、別表のとおりとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、保険審査会の運営に関し必要な事項は、保険審査会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次項から附則第3項までの規定は、平成11年10月1日から施行する。

(準備業務への適用)

- 2 この要綱は、この要綱の施行の日前においても、保険審査会が行う審理及び裁決その他の介護保険の実施のために必要な業務を行う場合にも適用する。

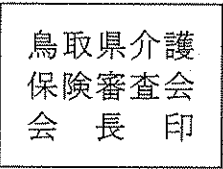
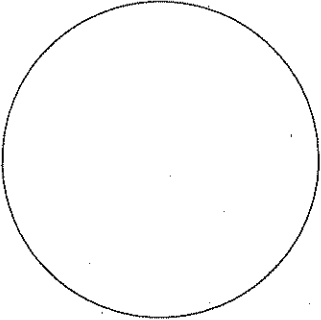
(委員の任期の経過措置)

- 3 平成13年3月31日以前に任命された委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、同日までとする。

(改正)

- 平成13年4月19日 一部改正
 平成16年5月13日 一部改正
 平成19年6月 1日 一部改正
 平成22年8月 3日 一部改正

別表

| 種 類 | ひ な 形 | 寸法 (mm) | 備 考 |
|-------------------|---|----------------|---|
| 鳥取県介護保険 審査会会長印 |  | 方 24 | |
| 鳥取県介護保険 審査会受付印 |  | 直径 30 短径 20 | 1 年月日欄は、 12.4.1のよう にすること。 2 文書記号欄 には、それぞ れ、別記の左 欄の区分ごと に右欄の記号 を付すものと する。 |

別記

| 事務局の区分 | 文書記号欄 |
|------------|-------|
| 福祉保健部長寿社会課 | 長 寿 |
| 東部総合事務所 | 東 部 |
| 中部総合事務所 | 中 部 |
| 西部総合事務所 | 西 部 |

会 長 等 専 決 事 項

鳥取県介護保険審査会運営要綱第19条の規定に基づき、会長、委員長及び事務局長の専決事項について、下記のとおり定める。

記

第1 会長の専決事項

- 1 保険審査会の事務（第2項合議体に係るものを除く。）のうち次の各号に掲げる事項について、会長が必要と認める場合には、会長が専決できるものとする。
 - (1) 利害関係人の参加に関する事。
 - (2) 審査請求人又は関係人に対する口頭で意見を述べる機会を付与すること。
 - (3) 数個の審査請求の併合又は分離に関する事。
 - (4) その他保険審査会において緊急に対応する必要が生じた場合の処理に関する事。
- 2 前項第4号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については、会長が専決することができない。
 - (1) 会長及び副会長の選挙に関する事。
 - (2) 審査請求の審理及び裁決に関する事。
- 3 会長は、第1項の規定により専決したときは、直後の保険審査会(第1項合議体に係るものにあつては、第1項合議体)において、その概略を報告しなければならない。
- 4 前各項の規定は、副会長に準用する。

第2 委員長の専決事項

- 1 保険審査会の事務(第2項合議体に係るものに限る。)のうち次の各号に掲げる事項について、委員長が必要と認める場合には、委員長が専決できるものとする。
 - (1) 利害関係人の参加に関する事。
 - (2) 審査請求人又は関係人に対する口頭で意見を述べる機会を付与すること。
 - (3) 数個の審査請求の併合又は分離に関する事。
 - (4) その他保険審査会において緊急に対応する必要が生じた場合の処理に関する事。
- 2 前項第4号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については、委員長が専決することができない。
 - (1) 委員長及び委員長の職務を代行する者の選挙に関する事。
 - (2) 審査請求の審理及び裁決に関する事。

- 3 委員長は、第1項の規定により専決したときは、直後の当該委員長が所属する第2項合議体において、その概略を報告しなければならない。
- 4 前各項の規定は、委員長に事故があるときの職務代行者に準用する。

第3 事務局長の専決事項

- 1 保険審査会の事務のうち次の各号に掲げる事項について、事務局長が専決できるものとする。
 - (1) 審査請求書の補正命令に関すること。
 - (2) 管轄違いの移送に関すること。
 - (3) 審査請求の受理通知に関すること。
 - (4) 審査請求に対する弁明書の提出の要求に関すること。
 - (5) 弁明に対する反論書の提出の要求に関すること。
 - (6) 合議体開催の通知に関すること。
- 2 事務局長は、前項の規定により専決したときは、速やかに会長（第2項合議体に係るものにあつては、委員長）に、その概略を報告しなければならない。

附 則

- 1 この専決事項は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成11年10月1日から施行する。
- 2 この専決事項は、この専決事項の施行日前において、保険審査会が行う審理及び裁決その他の介護保険の実施のために必要な業務を行う場合に適用する。

(改正)

平成19年6月1日 一部改正

鳥取県介護保険審査会審理裁決要領

(趣旨)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第183条の規定により審査請求のあった事件に係る鳥取県介護保険審査会（以下「保険審査会」という。）の審理及び裁決の事務処理について要領を定めるものである。

(受付)

第2条 各総合事務所は、審査請求書を受け付け、形式的審査を行ったのち、審査請求の管轄合議体を確認の上、長寿社会課、各総合事務所に設置する保険審査会の事務局（以下「事務局」という。）に審査請求を送付する。

(事件の移送)

第3条 事務局では、審査請求の内容を検討し、他の都道府県の介護保険審査会の管轄に属する事件については、移送手続を行うものとする。

2 他の合議体の管轄に属する事件については、各総合事務所間で協議の上、管轄合議体に移送する。

(形式的審査及び補正命令)

第4条 事務局では、形式的審査を行い、不明な個所については、必要に応じ電話による照会を行うとともに、補正を要する箇所については1週間から2週間までの期間を指定して、補正命令を行うものとする。

2 保険審査会の所管事項以外の事件の場合は、事務局では、審査請求人に取下げの意向を確認し、取下げを行う場合は、取下書を提出させるものとする。その際、書類を提出すべき審査庁又は処分庁、不服申立期間等を必ず指導するものとする。

3 前項の指導にもかかわらず、取下げに応じない場合は、直ちに却下裁決案を作成し、合議体の審理に付するものとする。

4 審査請求期間の経過その他補正が行えない場合で、不適法な事件については、事務局で直ちに却下裁決案を作成し、合議体の審理に付するものとする。

(弁明書及び反論書)

第5条 事務局では、処分庁に審査請求書（審査請求録取書を含む。以下同じ。）及び添付書類を送付するとともに、1週間の期間を指定して、弁明書の提出を命じるものとする。

2 処分庁から弁明書及び各種証拠書類が提出されたときは、これらの書類を添付して、1週間から2週間までの期間を指定して、審査請求人に反論書の提出を求めるものとする。

(専門調査員等の派遣)

- 第6条 弁明書が提出された段階で、事務局で、違法・不当な点がないかどうか検討を行い、専門調査員又は県職員（以下「専門調査員等」という。）による調査が必要かどうかを検討する。
- 2 事務局で調査が必要と判断した場合は、調査科目、調査対象者等を決定し、専門調査員等を派遣するものとする。
 - 3 当該審査請求に係る合議体における第1回審理において、調査又は再調査が必要と判断したときは、直ちに専門調査員等による調査又は再調査を行うものとする。
 - 4 専門調査員等は、調査結果について調査報告書に取りまとめ、合議体に報告するものとする。第4条第1項の規定により、形式的審査のための電話等による調査を行った場合についても、同様とする。

(合議体の召集等)

- 第7条 審査請求書、補正書、弁明書、反論書、調査報告書及び各種証拠書類が整い、判断が下せる状況になった場合は、事務局で争点整理票及び裁決書案を作成するものとする。
- 2 事務局は、合議体各委員の日程を調整の上、会長の名による合議体の招集通知を行うとともに、前項の書類を概ね4日前まで郵送するものとする。
 - 3 前項の招集通知については、一定期間の開催日をあらかじめまとめて行うことも差し支えないこととする。

(実質審理)

- 第8条 合議体の委員は、送付された書類にあらかじめ目を通して審理に臨むものとする。
- 2 合議体の審理は、事務局からの説明は簡潔に行い、できる限り実質議論に時間を割くものとする。
 - 3 審理については、審査請求時点ではなく、処分が行われた時点での処分庁の判断について審査を行う。
 - 4 審理は、審査請求人の主張及び処分庁の反論点を中心に行う。
 - 5 前項のほか、手続上の瑕疵の有無、違法又は著しく妥当性を欠く判断がないかどうか等の検討を加えるものとする。

(口頭審理)

- 第9条 審理は、基本的には書面により行うものとする。
- 2 審査請求人と市町村との間に事実関係の認識が著しく異なっている場合その他特に必要と認めるときは、審査請求人又は関係人に対して出頭を求めて、意見を述べさせることができる。
 - 3 審査請求人から申立てがあったときは、保険審査会は、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

(裁決)

- 第10条 各合議体において、審査請求に係る審理を行い、裁決を行う。
- 2 裁決書は、事務局が作成した裁決書原案を基に検討し、決定する。
 - 3 保険審査会は、要介護認定に係る処分に対して認容の裁決をした場合には、市町村に対して裁決書の謄本を送付する際に、当該審査請求での審査に用いた資料を提供する等必要な情報提供を行うよう努めるものとする。
 - 4 裁決は、次の3種類の裁決を行うものとする。
 - (1) 却下 審査請求が法定の期間後になされたものであるとき、その他不適法であるときである。
 - (2) 棄却 審査請求に理由がないときであり、原処分は妥当なものである。
 - (3) 認容 審査請求に理由があるときであり、原処分を取り消す。
 - 5 前項第3号の裁決の場合は、裁決の趣旨を踏まえて処分をやり直すこととなる。この場合において、要介護認定に係る処分の審査請求については、裁決の趣旨を踏まえて、認定審査会を開催し、審査・判定をやり直し、これに従い市町村長は要介護認定をやり直す必要がある。
 - 6 審査・判定の結果、市町村の認定結果と保険審査会が正しいと判断する認定結果が異なる場合は、審査請求を認容するとともに、その認定結果を裁決書の理由の中で言及することができるものとする。ただし、行政不服審査法(昭和37年法律第170号)第40条第5項ただし書の不利益変更禁止規定の趣旨から、要介護度を下げるような認定結果を言及することは、行わないものとする。
 - 7 訪問調査票の記入漏れその他の手続上の瑕疵があり、市町村において審査・判定をやり直すことが適当と認められる場合は、正しい要介護度がどの程度かについてまで審理することなく、認容することが可能であるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成11年10月1日から施行する。

(準備業務への適用)

- 2 この要領は、この要領の施行の日前においても、保険審査会が行う審理及び裁決について適用する。

(改正)

平成19年6月1日 一部改正